

産業廃棄物 分別・リサイクルについて

大久保興業株式会社
2023年4月15日作成

1. 建設リサイクルを行う意義

建設リサイクルについて

建設リサイクル対策の基礎である「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称「建設リサイクル法」）」では、特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化等が義務付けられており、建設リサイクル推進計画では品目ごとに再資源化率の目標値が定められています。循環型社会の形成が政策として掲げられている中で、リサイクルに取り組み、目標達成を目指すことが建設業界に求められています。

建設リサイクル法

特定の建設資材について、
・分別解体
・再資源化
等が義務付けられている。

建設リサイクル推進計画2008

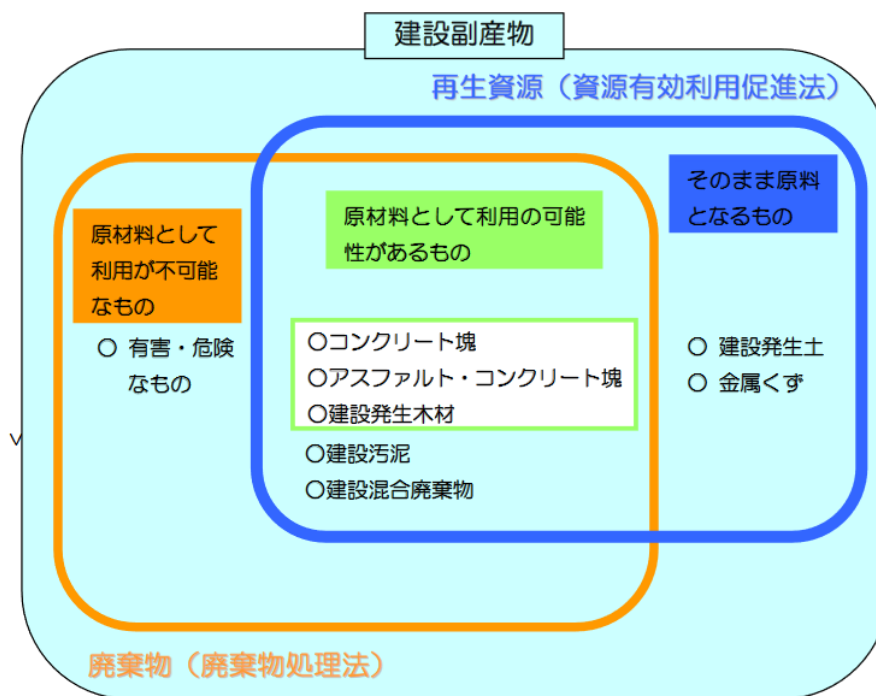
・コンクリート 98%以上
・アスファルト・
コンクリート 98%以上
・建設発生木材 77%
等、品目別に再資源化率の目標が掲げられている。

1. 建設リサイクルを行う意義

建設廃棄物、建設副産物とは

建設リサイクル法では建設工事から発生する廃棄物を対象に分別や再資源化を義務付けていますが、その対象の呼び名として「建設副産物」と「建設廃棄物」の二つの言葉があります。

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称したものです。再生資源及び建設廃棄物を含むものです。建設廃棄物と建設副産物の関係は、次の図のようになっています。



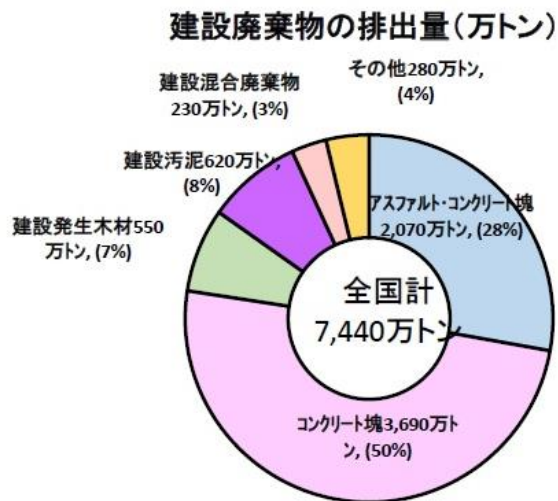
1. 建設リサイクルを行う意義

建設廃棄物リサイクルの現状

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約20%を占めており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、平成30年度調査では、全国で年間約7,440万トンとなっています。

建設廃棄物は、関係者による再資源化が進められ、リサイクル率は、全体で90%を超えています。しかしながら新規の最終処分場建設が難しく、なお一層のリサイクル向上が望まれています。

建設廃棄物の最終処分量(万トン)



2. 不法投棄

社会的な問題となっている不法投棄に関して、産業廃棄物由来の不法投棄のうち約 7 割を建設廃棄物が占めると言われています。また、不法投棄を含め、廃棄物処理法による罰則は大変厳しくなっています。

違反項目 (排出事業者に係る主なもの)	罰則	措置命令※
	(懲役)、(罰金)	
廃棄物の不法投棄、不法焼却	【法第 25 条】 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は この併科	適用
無許可業者への委託禁止違反		適用
無許可営業		
措置命令違反 (措置命令※に従わない)		
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反	【法第 26 条】 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金	適用
委託基準違反		適用
マニフェスト 不交付、未記載、虚偽記載、 交付を受けずに運搬	【法第 29 条】 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金	適用
マニフェスト 保存義務違反		
マニフェスト 未受領時等の適正措置義務違反		
帳簿記載、保存違反	【法第 30 条】 30 万円以下の罰金	
特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反		
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害		

※実際のニュース

コンクリートがらを他人の土地に不法投棄 42 歳男らを廃棄物処理法違反容疑で逮捕 千葉県警

2017/11/1 12:14

ツイート 反応

社会 | 事件・疑惑

建物解体などで排出されるコンクリート片を他人の土地に捨てたとして、千葉県警生活経済課などは 3 1 日、廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで千葉県いすみ市岬町押日の自営業、(42) と同市若山の会社員、(60) の両容疑者を逮捕した。

逮捕容疑は、2 人は共謀の上、7 月 1 0 ~ 2 8 日頃までの間、計 4 4 回にわたり同市内の空き地などに、不要となったコンクリート片など計約 1 1 0 立方メートル(約 1 6 2 トン)を勝手に捨てたとしている。

3. コンクリートガラの処分方法

コンクリートガラとは

コンクリートガラとは、建築現場などで発生した「コンクリートのがれき」を指します。

廃棄物処理法では「工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。」と分類されています。

がれき類と呼称されることもありますが、自然災害などで発生した「がれき」と、産業廃棄物として定義する「がれき類」には違いがあります。

また、建設工事や解体工事以外で発生したコンクリート破片やアスファルトは「コンクリートくず」と呼びます。「がら混じり残土」も混同されやすい産業廃棄物で、これは建設現場などで発生した土とがれき類が混ざったものです。処分時は、基本的にながれき類と残土を分別しておかなければなりません。



3. コンクリートガラの処分方法

①処分方法「再生砕石」

岩盤などを砕いて作る「砕石」と同じくらいの粒度まで調整したリサイクル品が、再生砕石です。従来の砕石が建築物の基礎として敷き詰めて使われるのと同様、再生砕石も石畳やレンガ敷きの基礎として使われたり、雑草避けとして敷き詰められたりします。

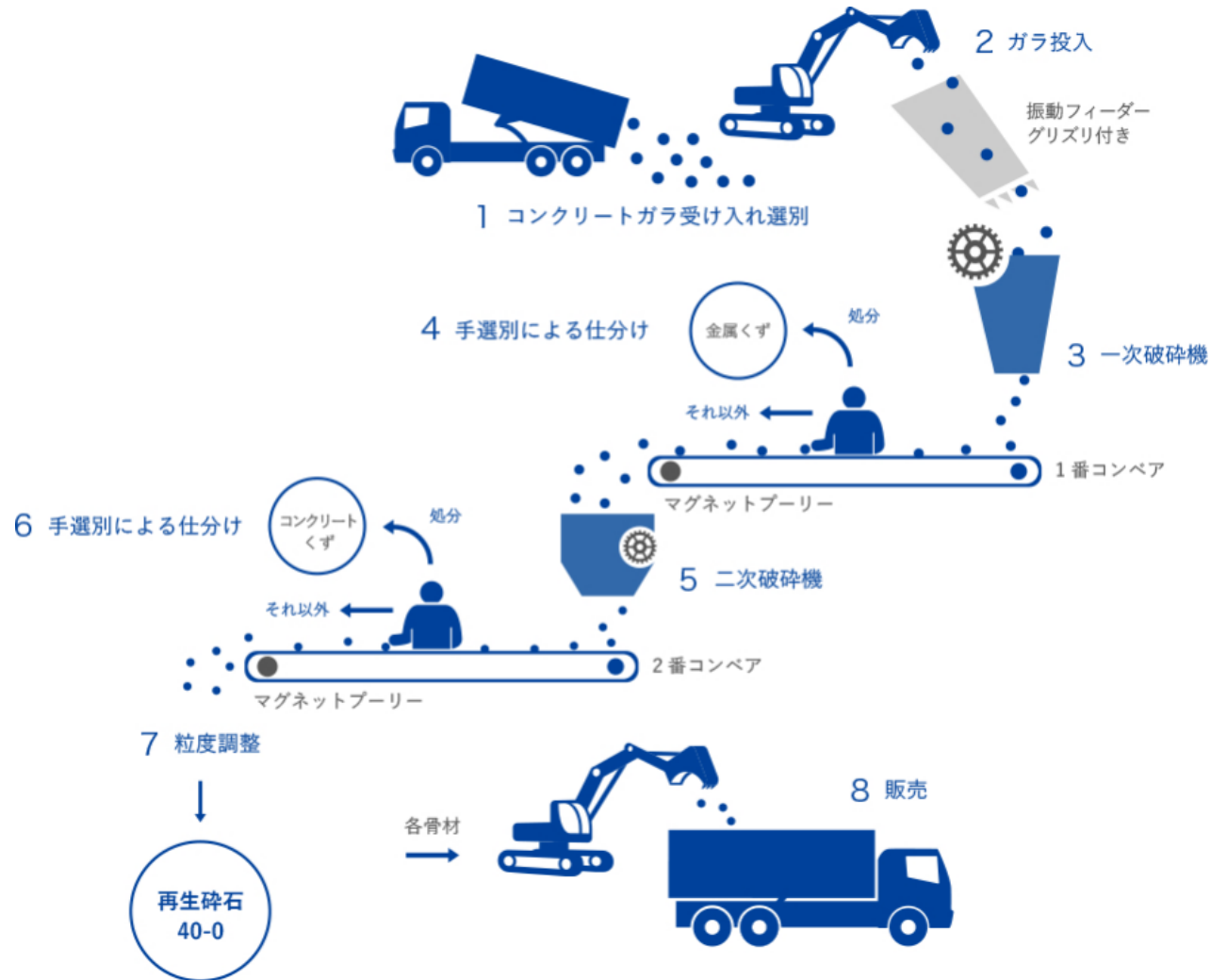
②処分方法「再生骨材」

再生骨材とは、コンクリートやアスファルトを作る際に使う「骨材」の代用になるリサイクル品です。そもそも骨材は、石や砂の形状をしており、コンクリートの材料であるセメントが固まる際の収縮や発熱を抑える役割を持っています。例えば、コンクリートの場合、全体量に占める骨材の割合は60～80%と高く、再生骨材を使うことで環境保全やコスト削減につながります。

③処分方法「再生路盤材」

再生路盤材とは、コンクリートガラやアスファルトを破砕したリサイクル品のことで、駐車場や道路を舗装する基礎として用いられます。

4. コンクリートガラ 処理フロー 一例



5. 要注意な建設廃棄物

コンクリートがらを破砕し現場内の路盤材料に利用

自治体によっては、加工して得られた再生砕石の品質、利用方法、利用に際しての届出などを定めている場合がありますので、都道府県政令市に確認する必要があります。

大きなコンクリートがらを現場に埋め戻す

30cm以上の大きなコンクリートがらを、現場にそのまま埋めた場合は、産業廃棄物の埋め立て処分に該当するので、地主の了解を得た場合であっても不法投棄とみなされるのでやってはいけません。

5. 要注意な建設廃棄物

コンクリートがらの異物混入

Pタイル、スレート、珪カル板等の石綿含有建材の場合、コンクリートがらを含む状態で石綿含有建材扱いとして処理する必要があります。



下ゴミ残さが混ざったり、廃石膏ボードが含まれていたりすると、異物混入扱いになります。

異物が購入していると、再生砕石として販売するとクレーム対象として売れなくなります。

5. 要注意な建設廃棄物

蛍光ランプ・水銀ランプ

蛍光ランプや水銀ランプには水銀が封入されており、破損させると水銀が大気放出され人体や環境に悪影響を及ぼすので、慎重な取り扱いが必要です。



伐採材・根株⇒“木くず”、刈草⇒“一廃”

建設業に関わる『木くず』であって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物ですが、森林内における工事現場において発生した「伐採材」や「根株」においても、現場外に排出する場合は、産業廃棄物の『木くず』として委託処理する必要があります。

ただし、「伐採材」や「根株」を発生現場内でこれらを生活環境保全上支障のない形態で「自ら利用」する場合は、廃棄物として規制する必要はありません。

5. 要注意な建設廃棄物

建設汚泥 ⇒ 産廃の品目「汚泥」

建設工事において地面を掘り返すと、次の四つの種類の「建設副産物」が出てきます。

「建設発生土」「建設汚泥」「廃棄物混じり土」「埋設廃棄物」

このうち、「建設発生土」は建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物には該当しません。地下鉄工事等の掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、産業廃棄物の無機性の汚泥（建設汚泥）として取り扱います。



正しく分別・リサイクルを



※参考

- ・国土交通省 建設リサイクル基礎知識開設
- ・一般財団法人 先端建設技術センター 建設リサイクルの推進
- ・株式会社リダクションテクノ ホームページ コラム記事
- ・あさかわシステムズ株式会社 ホームページ お役立ち情報
- ・山一商事 ホームページ お役立ち情報
- ・千葉製鋼株式会社 ホームページ
- ・八王子市 産業廃棄物適正処理ガイドブック
- ・産経新聞
- ・神奈川東京 産業廃棄物許可ドットコム ホームページ
- ・オデッサテクノス ホームページ